

みなと団地宅地分譲

1. 分譲地一覧(全1区画)

区画 番号	住 所	地目	面積	変更前売却 価格 (円)	変更後売却 価格 (円)	用途	備考
33	大字小泊字下前 245	宅地	238. 50 m ²	4,487,854	2,909,700	住宅	

(平成22年度不動産鑑定による土地再評価で、売却価格変更)

2. 売却の方法

- ① 上記売却価格で売却します。
 - ② 随時受付し、毎月、月末までの申込を審査し申込順にて売却しますが、次の順位が優先されます。
 - 1) 中泊町民で崖地近接等危険住宅移転事業の該当者。
 - 2) 中泊町民で借地借家等に居住し、土地を有しない者。
 - 3) 中泊町内に住所を有する者。
 - 4) 1)～3)に該当しない者。
- ※現地説明会は行いませんので、必ず現地を確認の上、申込みしてください。

3. 応募者の資格

- ① 自ら住宅及び倉庫等を建設するため土地が必要な個人
- ② 町内・町外を問いません。
- ③ 次に掲げる者は資格がなく、応募することができません。
 - 契約を締結する能力を有しない者。(成年被後見人等)
 - 破産者で復権を得ていない者。
 - 暴力的不法行為を常習的に行っている組織にある者。
 - 税金等の滞納のある者。

4. 応募方法等

- 希望者は、申込書を財政課にて交付しますので、添付書類と申込金を添えて財政課へ提出してください。
- ・添付書類 ー 市町村長が発行した身分証明書・納税証明書
 - ・申 込 金 ー 50,000円(土地代金の一部とします。)
 - ・購入後も町外に住所を有する場合又は町外を生活の拠点とする場合は、中泊町民を管理責任者として届け出が必要です。
 - ・なお、郵送の場合は、申込書と添付種類を同封のうえ郵送してください。審査後、決定者に申込金の納付書を送付いたします。

5. 決定方法

- ① 毎月、月末までに申込のあった者を書類選考で審査し問題のない場合、区画ごとに優先者及び応募者先着申込順で決定します。
- ② 同時に同区画で、同条件の申込があった場合は、抽選とします。

6. 契約の締結

- ① 購入決定後、5日以内に契約を締結します。
- ② 契約時に前払金として、500,000円を納付していただき、残金（申込金も除いた額）を60日以内に納付していただきます。
- ③ 指定する期日まで契約をしない場合は、購入の決定を取り消し、申込金を没収します。
- ④ 契約書に貼付する収入印紙は、購入者の負担となります。

7. 所有権の移転等

- ① 土地代金の納入があったとき、所有権移転登記を町が行います。
- ② 登記に必要な諸費用（登録免許税等）は、購入者の負担となります。
- ③ 土地の引渡は、現況のままで行います。

8. 指定用途 住宅又は倉庫等を5年以内に建設し、登記した日から10年間指定用途に供していただきます。

9. その他

購入者は、登記した日から10年間当該土地に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

【申込先・問い合わせ先】

〒037-0392

青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂 209

中泊町役場 財政課管財係

TEL 0173-57-2111（内線2032）

FAX 0173-57-3849